

令和5・6年度愛媛県建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

1 申請書の受付期間

(1) 定期受付

提出方法	受付期間
持参*	令和4年11月2日(水)から12月16日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く8:30~17:15の間。ただし12:00~13:00の時間帯を除く。)
郵送	令和4年11月2日(水)から12月2日(金)まで(当日消印有効)

※今回から対面での審査は行いませんので、ご注意ください。

(2) 随時受付

定期受付期間終了後は、随時受付を行います。

令和4年度中に随時受付を行ったものについての入札参加資格の付与は、令和5年5月以降に行います。

また、令和5年4月以降に随時受付を行ったものについては、原則として、受付月の翌々月以降に入札参加資格の付与を行います。

2 申請書様式等

申請書様式、記入要領等については、県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shinsa/shinsa5_6.html

(参考) アクセス方法

・「愛媛県庁ホームページ」→「県政情報」→「入札」→「参加資格」内

3 提出先及び提出部数等

3ページに記載の提出先へ持参又は郵送してください。(対面での審査は行いません。)

(1) 建設工事(県内業者)

①主たる営業所の所在地を所管する地方局建設部または土木事務所の所管課へ正副2部提出してください。(申請者控えが必要な場合は、さらに副本1部を追加してください。)

②添付書類のうち原本の提出が必要なものは、正本に原本を、副本にその写しを添付してください。

③提出書類は、左上1箇所をダブルクリップで留めてください。(ホッチキスは使用しないでください。)

④申請書には、申請内容確認のため、直近の経営規模等評価申請書の控えの写し(受理済、添付書類不要)、直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの添付をお願いします。郵送による場合には、これらの書類の写しを同封してください。

⑤申請書エクセルファイルの提出方法

申請書の審査終了後、受付印を押印した受付票を郵送しますので、受付票を受領した後、申請書のエクセルファイル(電子データ)をメールにて提出してください。

●提出先メールアドレス：kenshikaku@pref.ehime.lg.jp

●メール件名：【審査済】入札参加資格審査申請書

(2) **建設工事（県外業者）及び測量・建設コンサルタント等（県内・県外業者）**

①土木部土木管理局土木管理課へ1部提出してください。（郵送又は持参。対面での審査は行いません。）

②提出書類は、

建設工事については緑（薄緑）色、

測量・建設コンサルタント等については赤（ピンク）色の

紙製A4フラットファイル（2穴）を用いて綴じてください。

③ファイルの表紙及び背表紙に申請の表題（「令和5・6年度 愛媛県入札参加資格審査申請書」）及び商号又は名称を必ず記載してください。

④申請書エクセルファイルの提出方法

申請書の審査終了後、受付印を押印した受付票を郵送しますので、受付票を受領した後、申請書のエクセルファイル（電子データ）をメールにて提出してください。

●提出先メールアドレス：kenshikaku@pref.ehime.lg.jp

●メール件名：【審査済】入札参加資格審査申請書

ファイルの表紙及び背表紙のイメージ

(背表紙)

(表紙)

令和5・6年度 愛媛県入札参加資格審査申請書 (株)〇〇△△	令和5・6年度 愛媛県入札参加資格審査申請書 (株)〇〇△△
--	---------------------------------------

※県内の建設工事業者はファイル作成不要です。

【申請書類の提出先】

提出先	申請者の所在地	
	建設工事	測量・建設コンサルタント等
愛媛県土木部土木管理課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643	県外	すべて (県内及び県外)
東予地方局四国中央土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896-24-4455 (内線308、309)	四国中央市	
東予地方局建設部管理課(契約・建設業係) 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1300 (内線407、408)	新居浜市、西条市	
東予地方局今治土木事務所管理課(契約・建設業係) 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500 (内線262、268)	今治市、越智郡(上島町)	
中予地方局建設部管理課(契約・建設業係) 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-909-8769 (ダイヤルイン)	松山市、伊予市、東温市、伊予郡(松前町、砥部町)	
中予地方局久万高原土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892-21-1210 (内線415、416)	上浮穴郡(久万高原町)	
南予地方局大洲土木事務所事業管理課(契約・建設業係) 〒795-8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893-24-5121 (内線304)	大洲市、喜多郡(内子町)	
南予地方局八幡浜土木事務所管理課(契約・建設業係) 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111 (内線406、407)	八幡浜市、西宇和郡(伊方町)	
南予地方局西予土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331 (内線134)	西予市	
南予地方局建設部管理課(契約・建設業係) 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211 (内線407)	宇和島市、北宇和郡(松野町、鬼北町)	
南予地方局愛南土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒798-4194 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145 (内線205)	南宇和郡(愛南町)	

5 提出書類

(1) 建設工事（県内業者）

（○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類）

提出書類		法人	個人事業者	備考	
①建設工事入札参加資格審査申請書		○	○	「エクセルファイルのシート番号1～6」	
②印鑑証明書（原本）		○	○		
③使用印鑑届		○	○	使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。	
④未納がない旨の証明書の写し	法人税、消費税及び地方消費税	○		税務署	※納税証明書「その3の3」または「その3」
	所得税、消費税及び地方消費税		○		※納税証明書「その3の2」または「その3」
	愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税	○	○	愛媛県地方局または支局	※納税証明書「県税等の未納がないことの証明」
	個人県民税		○	市町	
	納税の猶予等*の許可を受けた通知書の写し（※国税：納税の猶予 地方税：徴収の猶予）	△	△	④に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ	
⑤直近の経営規模等評価申請書の控えの写し		○	○	受理済、添付書類不要	
⑥総合評定値通知書の写し		○	○	申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの	
社会保険等への加入を証明する書類		△	△	総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ	
（該当する場合に必要な書類の詳細は、記入要領を参照のこと）					
⑦申請内容を証明する書類等	(ア) 技術者の資格等を証明する書類	○	○	若年者・女性の技術関係職員に該当する場合を含む	
	(イ) 建設機械運転業務の資格等を証明する書類	△	△	「添付様式第5号 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）特別教育チェックリスト」	
	(ウ) 技術者以外の従業員の在籍状況を証明する書類	○	○	※技術者以外の従業員が存在しない場合は提出不要	
	(エ) 地域貢献活動の実績を証明する書類	△	△	「添付様式第1号 地域貢献活動の実績調書」	
	(オ) インターンシップ、出前講座等の活動実績を証明する書類	△	△	「添付様式第2号 インターンシップ事業、出前講座等の実績調書」	

(カ) 協力雇用主への登録を証明する書類	△	△	法務省保護観察所が発行する証明書
(キ) 防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格を証明する書類	△	△	防災士：防災士認証状又は防災士証の写し 地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士：登録証の写し
(ク) 育児休業制度及び介護休業制度を規定した就業規則の写し	△	△	労働基準監督署受付印のあるもの
(ケ) 一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し	△	△	
(コ) 建設業労働災害防止協会への加入を証明する書類	△	△	同協会愛媛支部長が発行する加入証明書の写し
(サ) 第三者賠償責任補償保険の加入を証明する書類	△	△	「添付様式第6号 第三者賠償責任補償保険加入チェックリスト」
(シ) 不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	△	△	
(ス) 建設機械の保有状況を証明する書類	△	△	「添付様式第3号 建設機械保有状況一覧表」 「添付様式第4号 建設機械のリース契約に関する申出書」
(セ) ①雇用障害者の障害等級または程度を証明する書類 ②障害者雇用状況報告書の写し	△	△	
(ソ) 該当する表彰状の写し	△	△	
⑧返信用封筒 1通 (受付表送付用)	○	○	定型長形3号(12×23.5cm)*、84円切手貼付、宛先記入 ※申請書の申請者控えが必要な場合は、申請書(1通)及び受付票の返信に必要な切手を貼付したA4サイズの書類が入る封筒
⑨返信用封筒 1通 (結果通知送付用)	○	○	定型長形3号(12×23.5cm)、84円切手貼付、宛先記入

(2) 建設工事（県外業者）

（○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類）

提出書類	法人	個人事業者	備考	
①建設工事入札参加資格審査申請書 （県外工事）	○	○	表紙・その1・その2	
②印鑑証明書（原本）	○	○		
③使用印鑑届	○	○	使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。 なお、一部委任の場合は、支店・営業所等分と本店分でそれぞれ提出すること。	
入札・契約等に係る権限を、支店・営業所等に委任する場合に提出すること。				
④年間委任状	△		様式は任意とし、委任期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとすること。 なお、一部委任の場合は、委任する業種を明記すること。 ※押印要。	
⑤建設業許可申請書別紙2（建設業法施行規則に定める様式第1号別紙2）の写し	△		最新の状況のもの （委任先営業所の所在地、許可業種確認のため）	
⑥建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（建設業法施行規則に定める様式第11号）の写し	△		最新の状況のもの （委任先営業所の代表者の職・氏名確認のため）	
※支店・営業所等最新の状況が、許可もしくは許可更新後の変更によるもの場合は、建設業法施行規則に定める変更届出書（様式第22号の2（第1面、第2面））を提出すること。				
⑦未納がない旨の証明書の写し	法人税、消費税及び地方消費税	○	税務署 ※納税証明書 「その3の3」または「その3」	
	所得税、消費税及び地方消費税			○
	愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税（注）	○	○	愛媛県地方局 または支局 ※納税証明書 「県税等の未納がないことの証明」
	納税の猶予等 [*] の許可を受けた通知書の写し 〔※国税：納税の猶予 地方税：徴収の猶予〕	△	△	⑦に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ
⑧工事経歴書 （建設業法施行規則に定める様式第2号）	○	○	受注を希望する業種について許可行政庁に提出した直近の決算変更届における工事経歴書の写しを添付すること	
⑨総合評定値通知書の写し	○	○	申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの	
社会保険等への加入を証明する書類	△	△	総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ	
⑩返信用封筒 2通 （受付票送付用：1通、結果通知書送付用：1通）	○	○	定型長形3号、84円切手貼付、宛先記入	

注： 本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしており（営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目（不動産取得税、自動車税等）があるため）、納税証明書（愛媛県税について未納がない旨の証明書）の写しの添付を求めています。

(3) 測量・建設コンサルタント等

(○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類)

提出書類		法人	個人事業者	備考	
①建設工事入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)		○	○	表紙・その1・その2	
②測量等実績調書		○	○		
③技術者経歴書		○	○	※建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の写しがある場合、当該業種については省略可能	
④印鑑証明書(原本)		○	○		
⑤使用印鑑届		○	○	使用印欄は、愛媛県との契約を行う際に使用する印とすること。	
⑥年間委任状(県外業者のみ) ※入札・契約等に係る権限を、支店・営業所等に委任する場合のみ提出		△		様式は任意とし、委任期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとすること。 ※押印要。	
⑦現況報告書または登録証明書の写し	(ア) 測量業者	○	○		
	(イ) 建築士事務所	△	△	※建築一般に係る入札・契約等の権限を、営業所等に委任する場合、当該営業所に係る登録証明書を添付すること。	
	(ウ) 建設コンサルタント 地質調査業者 補償コンサルタント	△	△		
	(エ) その他	△	△	不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明事業者等に係る登録証明書等の写し	
⑧未納がない旨の証明書の写し	法人税、消費税及び地方消費税	○		税務署	※納税証明書 「その3の3」または「その3」
	所得税、消費税及び地方消費税		○		※納税証明書 「その3の2」または「その3」
	愛媛県が課税するすべての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)並びに法人特別事業税及び地方法人特別税(注)	○	○	愛媛県地方局 または 支局	※納税証明書 「県税等の未納がないことの証明」
	個人県民税 ※県内個人事業者のみ必要		△	市町	
	納税の猶予等※の許可を受けた通知書の写し 〔※国税：納税の猶予〕 〔地方税：徴収の猶予〕	△	△	⑧に関して、納税の猶予等を受けている場合のみ	
⑨返信用封筒 2通 (受付票送付用：1通、結果通知書送付用：1通)		○	○	定型長形3号、84円切手貼付、宛先記入	

注： 本県では、県外業者についても、愛媛県内の営業所等の有無に関わらず、愛媛県が課税する全ての県税について未納がないことを確認することとしており(営業所等がない場合であっても、課税対象となる税目(不動産取得税、自動車税等)があるため)、納税証明書(愛媛県税について未納がない旨の証明書)の写しの添付を求めています。

6 未納がない旨の証明書（納税証明書）について

証明年月日が入札参加資格申請書の申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。

(1) 国税（法人税または所得税、消費税及び地方消費税）

すべての申請者（県内、県外問わず）が、税務署で発行された証明書の写しを添付すること。

（納税証明書のオンライン請求手続が利用できます。）

手続きについては、次のHPをご参照ください。

国税庁HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(2) 愛媛県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税

すべての申請者（県内、県外問わず）が、愛媛県各地方局税務管理課・税務課または支局税務室で発行された証明書の写しを添付すること（郵便請求も可能）。

愛媛県税の納税証明書交付申請手続きについては次のHPをご参照ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h10500/nouzeisyoumei/nouzeisyoumei.html>

(3) 個人県民税（県内個人事業者のみ対象）

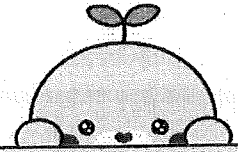
住所地の市町（市（町）民税担当課）で発行された証明書の写しを添付すること。

なお、個人県民税について未納がないことが証明されている内容であれば、納税証明書、完納証明書等名称は問わないほか、他の税目とあわせた証明書でも構いません。（また、非課税である場合は、非課税である旨の証明書の提出も認めます。）

(4) 未納がない旨の証明書（納税証明書）の申請・交付場所

税 目	申 請 ・ 交 付 場 所			
法人税または所得税、消費税及び地方消費税	主たる事務所の所在地を管轄する税務署			
すべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）並びに法人特別事業税及び地方法人特別税	最寄りの地方局税務管理課（南予地方局にあつては税務課）または支局税務室（下表のとおり） ※県外業者は、どの窓口に対しても申請（郵便請求可）できます。			
	東予地方局	税務管理課 収納管理グループ	〒793-0042 西条市喜多川796番地1	0897-56-1300 (内線 222)
	東予地方局 今治支局	税務室 収納管理グループ	〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9	0898-23-2500 (内線 301)
	中予地方局	税務管理課 収納管理グループ	〒790-8502 松山市北持田町132番地	089-909-8752 (ダイヤル)
	南予地方局	税務課 収納管理係	〒798-8511 宇和島市天神町7番1号	0895-22-5211 (内線 232)
	南予地方局 八幡浜支局	税務室 収納管理グループ	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-22-4111 (内線 230)
個人県民税	住所地の市町（市（町）民税担当課）			

令和2年10月1日から



健康保険被保険者証（写）の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ずマスキングをお願いします。

医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いているところですが、今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

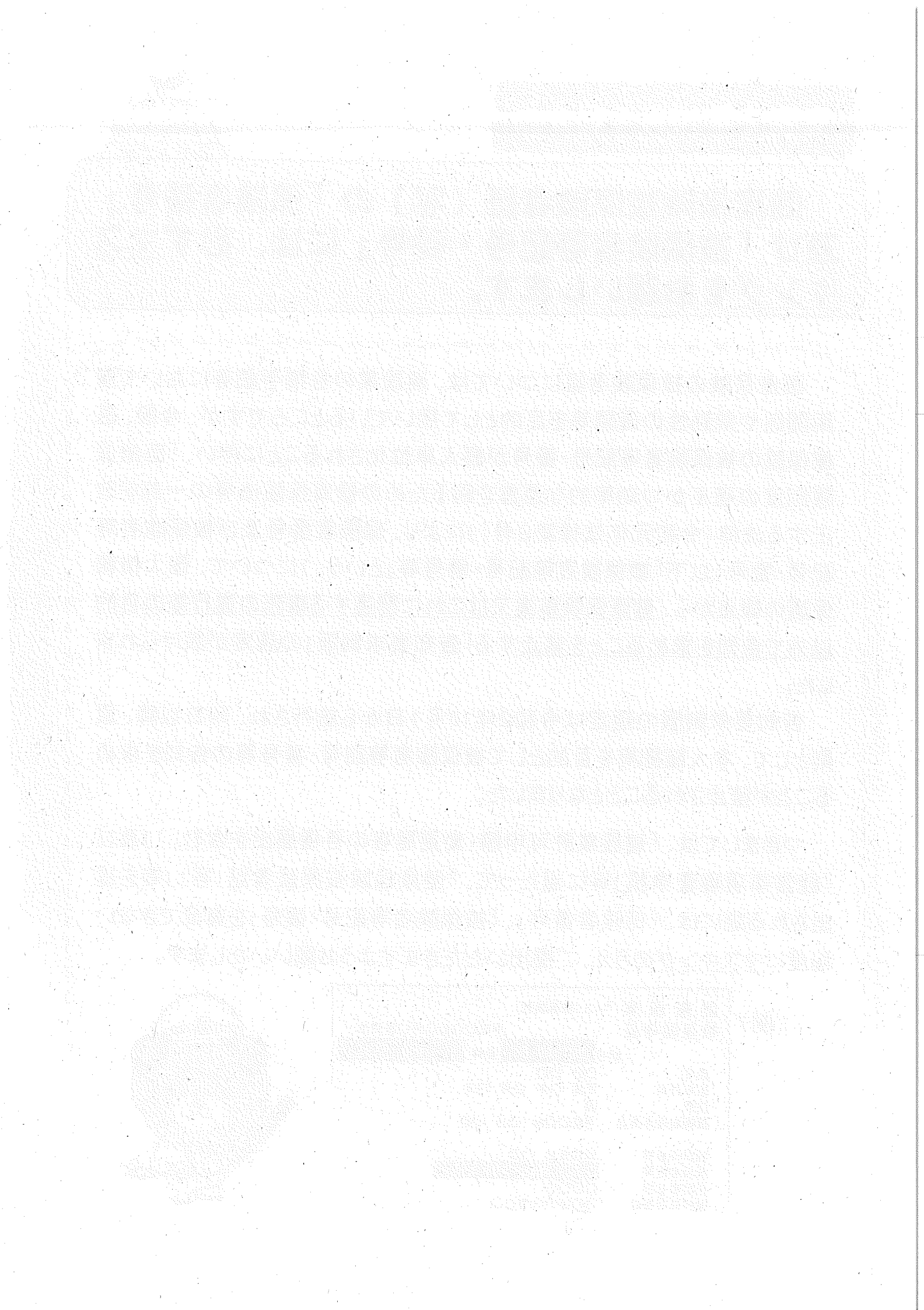
告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、「建設業許可申請（変更届等の各種届出を含む。）」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「健康保険被保険者証（写）」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

(例)

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	平成〇〇年〇月〇日交付	
記号	マスキング	番号	マスキング
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日		
性別	〇		
資格取得年月日	平成〇〇年 〇月 〇日		
事業所名称	株式会社 〇〇		
保険者番号	マスキング		
保険者名称	〇〇〇〇		
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇		





○各評価項目に係る基準日(令和5・6年度格付け)

1 加点点数(対象:県内業者)

項目	定期受付・随時受付	参加資格取得後の業種追加
経営事項審査結果	直近の経営事項審査結果	直近の経営事項審査結果
県工事の業種別平均工事成績	令和元～3年度に成績評定を行った県工事(他部局を含む)	定期受付と同じ
技術者数	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
技能労働者数	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
優秀施工者国士交通大臣顕彰受賞者(建設マスター)	入札参加資格審査申請日(申請前の受賞歴)	定期受付と同じ
表彰受賞歴	平成30～令和4年度の受賞歴(定期受付の提出期限内の受賞歴)	定期受付と同じ
建設業労働災害防止協会加入	入札参加資格審査申請日	定期受付と同じ
第三者賠償責任補償保険加入	入札参加資格審査申請日の属する月の初日	定期受付と同じ
建設機械の保有状況	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
建設機械の運転業務有資格者	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
地域貢献度		
①地域貢献活動	令和2年11月1日～令和4年10月31日	定期受付と同じ
②本県との非常事態に関する協定の締結	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
③防災士等の有資格者	〃	定期受付と同じ
担い手確保		
①雇用維持	直近の経営事項審査基準日	直近の経営事項審査結果
②若年者雇用	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
③女性の雇用	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
④障害者雇用	令和4年6月1日	定期受付と同じ
⑤入職促進	令和4年10月31日	定期受付と同じ
・えひめジョブチャレンジJ-U-15受入れ事業所登録	令和2年11月1日～令和4年10月31日	定期受付と同じ
・インターンシップ受入れ等		
労働福祉		
①就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
②一般事業主行動計画の策定	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ
不当要求防止責任者講習受講	平成31年4月1日～令和4年10月31日までの間の受講実績	定期受付と同じ
協力雇用主	入札参加資格審査申請時	定期受付と同じ

2 減点点数(対象:県内・県外業者)

項目	定期受付・随時受付	業種追加
過去の入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分	令和2年11月1日～令和4年10月31日の処分等	定期受付と同じ